



千代田区(東京駅)



中央区(勝鬃橋)



文京区(小石川後楽園)

【管内概況】 中央労働基準監督署管轄区域 = 千代田区・中央区・文京区・島嶼部

千代田区：中央官庁並びに全国的に展開する企業、銀行業及び新聞社等が集中する政治経済の中心。

中央区：証券業、卸売・小売業が集中する商業の中心地。東京駅及び日本橋周辺の再開発並びに臨海部の開発が進行中。

文京区：古くからの文教地域であり、印刷関連産業、大学、大学付属病院などの教育研究業、大規模病院が多く存在。

伊豆諸島：観光、水産業等が主要産業。

(2町6村)

- 管内約8万の事業場に約190万人の労働者が勤務している。
- 全国の上場企業本社のうち、約2割が管内に立地している。
- 管内では高層マンション、都市再開発事業に伴う工事など大型の建設工事が多く施工されており、請負金額50億円以上の大規模建設工事は約50~60の現場数で推移している。

【令和4年度 中央労働基準監督署の重点対策】

「誰もが安心して働き活躍するTOKYOへ」をスローガンに

1 働き方改革の推進のために

- (1) 改正労基法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施
- (2) 中小企業等に対する改正労働基準法の周知及び支援
- (3) 最低賃金の周知及び履行の確保

2 安全で健康に働くことができる職場づくりのために

- (1) 第三次産業と建設業を中心とした労働災害防止対策
- (2) 健康障害防止等職場における健康確保対策の普及啓発と指導

3 被災労働者とその家族が安心して生活するために



令和4年度 重点対策の具体的内容

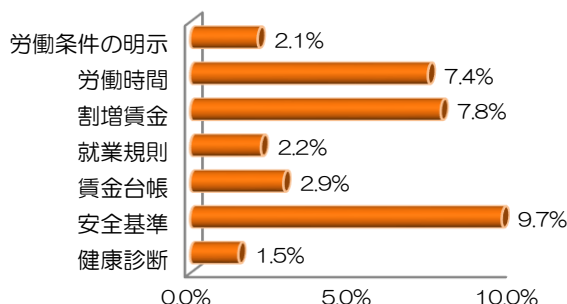
1 働き方改革の推進のために

(1) 改正労基法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施

脳・心疾患や精神障害等の労災補償請求件数が高水準で推移し、長時間労働による健康障害が発生していることから、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止を図るため、次の事項を重点として取り組みます。

- ① 時間外労働・休日労働に関する協定届の適正な締結と上限規制の遵守
- ② 長時間労働（月80時間を超える時間外・休日労働）が疑われる事業場に対する監督指導の実施

臨検監督の違反内容と違反率（令和3年）



(2) 中小企業等に対する改正労働基準法の周知及び支援

新型コロナウイルス感染症の影響を十分に配慮した上で、中小企業に対する訪問支援活動や、署内設置した「労働時間相談・支援コーナー」等を通じ、改正労働基準法に対応した労務管理の導入支援を丁寧に行います。



(3) 最低賃金の周知及び履行の確保

○最低賃金について、あらゆる機会をとらえて周知・広報します。

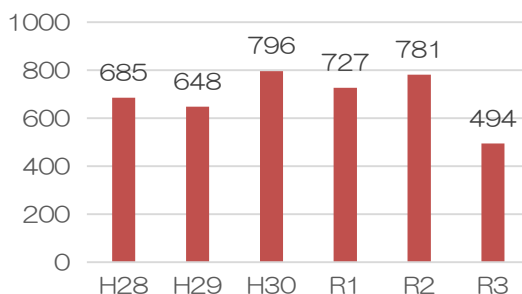
**東京都最低賃金は、
時間額1,041円**

（令和3年10月1日発効）

○中小企業支援策として、業務改善助成金の周知を図ります。

※業務改善助成金とは、生産性を向上させ、事業場内最低賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

申告件数(年)

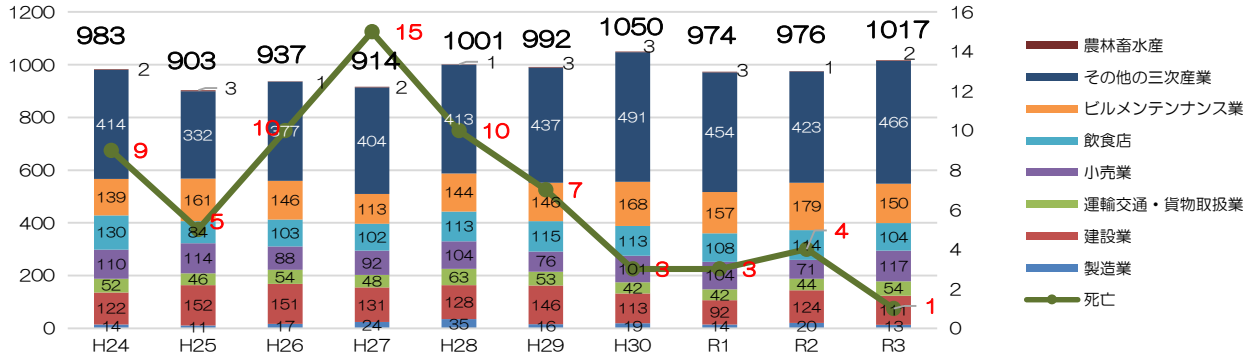


2 安全で健康に働くことができる職場づくりのために



(1) 中央労働基準監督署管内における死傷災害の推移(年)

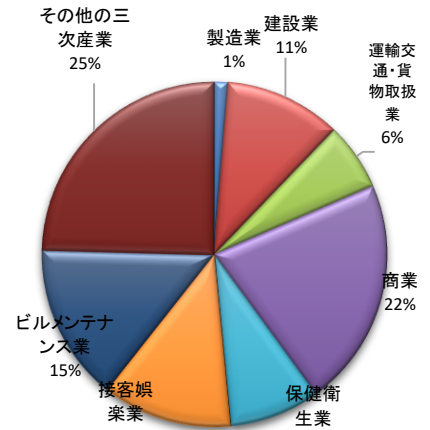
令和3年の死傷災害は前年比41人増の1017人と増加していますが、職場における新型コロナウイルス感染症による災害163人を除くと、従来型の労働災害は減少しています。また、死亡災害については、前年比3人減の1人となっており、減少傾向にあります。ただし、経済活動の正常化に伴い、従来型の労働災害の増加が懸念されます。



(2) 第三次産業と建設業を中心とした労働災害防止対策

令和3年休業4日以上災害(計1017人)

労働災害の8割以上を占める第三次産業(小売業、ビルメンテナンス業を重点)に対して、本社を通じた自主的な安全衛生管理の定着を図ります。また、災害件数の多い転倒災害の防止対策を推進し定着を図ります。死亡災害が多発する建設業については、大規模建設現場についても定期的に指導を行います。

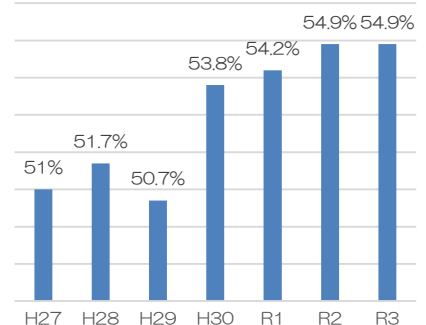


(3) 健康障害防止等職場における健康確保対策の普及啓発と指導

健康確保推進のため下記の実施などを行います。

- ① 長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないよう、改正安衛法の周知を図るとともに、監督・個別指導を実施します。
- ② 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防が徹底されるよう、感染防止チェックリスト及び業種・業態別マニュアルの周知及び活用の勧奨を実施します。
- ③ 吹き付け石綿除去工事等の届出の徹底、適正な施工について指導し石綿障害防止対策の徹底を図ります。

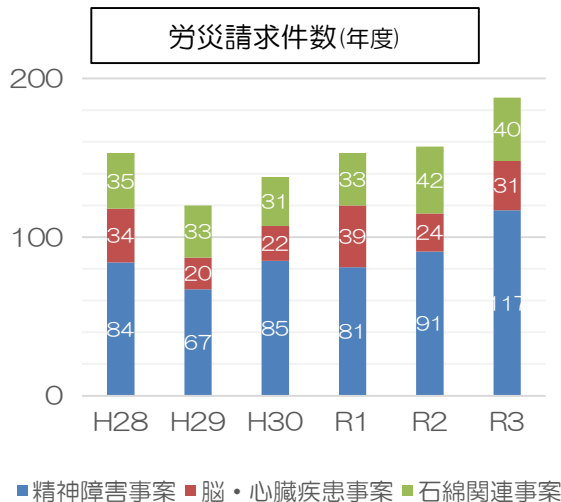
定期健康診断有所見率の推移(年)



3 労災被災者とその家族が安心して生活するために

労災被災者が安心して治療に専念し、早期に職場復帰できるよう、また、事業主間の公平が図られるよう、以下の取組を重点的に進めていきます。

- ① 新型コロナウイルス感染症への迅速・的確な対応
- ② 労災補償業務の迅速かつ公正・適正な事務処理の徹底
- ③ 過労死等事案などの的確な労災認定
- ④ 電子申請の更なる利用促進
- ⑤ 労働保険料等の適正徴収
- ⑥ 労働保険の未手続事業の一掃対策の推進



【中央労働基準監督署の組織と主な業務】

第1方面～第6方面

- ・労働条件等の監督指導、災害調査
- ・司法警察事務
- ・労働時間相談・支援（改正労基法の周知）
- ・労働基準法等に係る許可・認定の調査
- ・就業規則、時間外休日労働協定届等各種届出・報告の受理

安全衛生課

- ・労働災害防止、労働者の健康確保
- ・災害調査、特定機械等の検査
- ・計画届の審査・調査
- ・労働者死傷病報告、定期健康診断結果報告等各種届出・報告の受理

労災1課・2課・3課

- ・労働災害に係る保険給付
- ・労働保険の成立、労働保険料算定基礎調査等

中央労働基準監督署

〒112-8573 文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎6・7階

TEL 方面 03(5803)7381 (6階)

安全衛生課 03(5803)7382 (6階)

労災課 03(5803)7383 (7階)

東京労働局ホームページの

「中央労働基準監督署からのお知らせ」をご覧ください

QRコード▶

